

議案第84号

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 保険料の普通徴収に係る納期の開始月を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

世田谷区介護保険条例（平成12年3月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「6月」を「7月」に改め、同条第4項中「10」を「9」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第1項及び第4項の規定は、令和7年度分の保険料から適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。